調剤基本料に係る報告(新規・変更)

※いずれかに〇を付けること

様式84

調剤基本料の特例除外の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る 調剤基本料の区分 (いずれかに〇を 付す))	調剤基本料 (特例除外を含む。)
	((特例のイ又は口に該当しない場合)
			調剤基本料の妥結率特例
	,)	調剤基本料の特例のイ
	((処方せん受付回数月4、000回超かつ集中率70%超)
)	調剤基本料の特例の口
	,		(処方せん受付回数月2、5 0 0 回超かつ集中率 9 0 %超
	(であって、イに該当する場合を除く。)
			調剤基本料の特例(イ又はロ)の妥結率特例

1 全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの回数及びその割合						
期間: 年 月 ~ 年 月						
全受付回数 (①)						
うち、主たる医療機関に係る受付回数 (②)						
集中率 (②/①) (%)						
2 24時間開局に係る体制整備状況						
(参考)妥結率						

[記載上の注意]

- 1 「届出に係る調剤基本料の区分」について、調剤報酬点数表の区分番号 O O に掲げる 調剤基本料の注 1 ただし書に該当する場合は上の欄に〇を付すこと。
- 2 「1」については、期間については、調剤報酬点数表の区分番号 00に掲げる調剤基本料における特定の保険医療機関に係る処方による調剤の割合の取扱いに基づき記載すること。
- 3 「2」については、24時間開局における薬剤師の当直体制の概要を記載すること。
- 4 「(参考)」については、直近の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)の別紙様式1の妥結率に係る報告書として提出した割合と同様の値を記載すること。また、提出していない場合は、記載しないこと。

[① 調剤基本料の区分が変更となる場合の報告]

調剤基本料の区分が変更となる場合、報告を行ってください。

ただし、調剤基本料の区分が変更とならない場合、報告は必要ありません。

報告対象となる保険薬局	報告時期	報告内容
■ <u>前年2月末日以降継続して</u> 保険薬局に指定されている場 合		■ 調剤基本料の変更後の区分 ■ <u>前年3月1日から本年2月</u> <u>末日</u> までの処方せんの受付 回数及び集中率
■ 前年3月1日から前年11月 末日までの間に新規に保険薬 局に指定された場合 (留意点) 遡及指定された場合、当該遡及 指定前の実績を含めて報告して ください。	■ 調剤基本料の区分が変更 となる場合は、毎年3月末 日までに報告してください。	■ 調剤基本料の変更後の区分 ■ 指定された月の翌月1日から本年2月末日までの処方せんの受付回数及び集中率 【例1】 ① 平成26年3月1日に指定② 平成26年4月1日から平成27年2月末日までの実績に基づき報告

[② 前年 12 月以降に新規指定された場合の報告]

報告対象となる保険薬局	報告時期	報告内容
■ 新規指定された保険薬局	■ <u>指定された月の翌月から</u> <u>数えて4か月目の月末</u> までに 報告してください。	■ 調剤基本料の区分 ■ 指定された月の翌月1日
「 留意点 」 開設者の変更(親から子、個人 形態から法人形態へ変更する場	 〔例〕 ① 平成 27 年 2 月 1 日に指定	<u>から3か月間</u> の処方せんの 受付回数及び集中率
合等)等の理由により、 <u>遡及指定</u> された場合、 <u>当該遡及指定前の</u> 実績に基づき報告してください。	② 平成 27 年6月末日までに 報告 〔平成 27 年3月から数えて	「例〕 ① 平成27年2月1日に指定 ② 平成27年3月1日から5月
	4か月目の月末〕	末日までの実績に基づき報告